

平成26年6月28日開催 議会報告会

第1部 質疑応答及び意見

項目	参加者の質問及び意見	議会の応答及び意見
議会からの報告について	部会の報告があったが、よく分からないのでレジュメを作ってほしい。	今後はレジュメを作成する。
議員定数について	議員定数1名減で1年をやってきたが、支障はあったのか。	別に支障はないと思う。
	定数1名の削減で提案をしていただきたい。	提案としてお聞きする。
質問内容について	現状把握的な質問が多い。議会基本条例第12条第1号で「論点及び争点を明確にする」とあるので、その点を議論していただきたい。	意見としてお聞きする。
議会基本条例について	議会基本条例第12条第4号に、「市長等は、議員から要請等があった場合において、要請等を文書で求めることができる」とあるが、名古屋市で可決された口利き防止条例はかなり厳しい。条例の見直しをする考えはあるのか。	現状、議員が立ち寄った際の内容は、メモや記録に残すよう、全庁通知がなされている。また、政治倫理条例において議員辞職勧告まで行うことができるなど一定の縛りはある。名古屋市における「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」についてを引き続き調査研究していく。
	「市民」とは誰を対象としているのか。	選挙権や住民票を持っている市民、企業市民、商業者等を総括して市民と認識している。
	日本国籍を有した人以外に、法人を「市民」に入れることに違和感はありませんか。	市民全体の中で、どのようにまちづくりとか将来性を話し合っていくのかという観点からのスタートであったが、問題があるのであれば改正すべきところは改正する。
住民監査請求の質問について	昨年3月議会で、自治基本条例検討委員の謝礼に関わる住民監査請求について質問しているが、謝礼自体は適法な支出か。	一昨年、住民から会議の報償費としての執行についての監査請求があり、監査委員から違法ではないが好ましくないという結果が出て、それを受けて是正した形（委員報酬）に変更された。

第2部 質疑応答及び意見

項目	参加者の質問及び意見	議会の応答及び意見
デマンド交通事業について	詳しいデータがあれば、なぜ市民に公表されないのか。当初想定した数字に対し誤差はどうか。議会として当局に改善を意見しているのか。	担当課へデータの公表を申し入れ、10月中にホームページに掲載することを確認した。
傍聴規則について	傍聴規則の改正が話題になっているが、どれくらいの方が傍聴したのか。その数字を見て、議員は何を考えたのか。率直な感想を聞かせてほしい。	6月10日開会日は1人、12日議案質疑は4人、一般質問の13日が9人、16日が15人、17日が4人、最終日が1人で計34人が傍聴された。人数が増えている状況だが、傍聴席が一杯になっていない。質問形式とか考えてやらないと人数は増えない。市民が誘い合って傍聴に来たり、カメラ撮影・動画撮影。市民が誘い合って傍聴に来たり、カメラ撮影・動画撮影
ふれあいトークについて	ふれあいトークの要望事項は議会で検討し、当局に申し入れをするが、市民は分からない。議会だよりで取り上げてほしい。  全般的な話ではなく、テーマを決めてディスカッションを行うべきである。	ホームページに要旨を掲載しているが、議会だよりも掲載する。  レジュメ等を作成し、テーマを明確にして進めていく。また、アンケートに、「取り上げてほしいテーマを記載できる項目」を設ける。時には、フリートークで意見収集することも必要であると考えている。
五条川添いの除草剤について	曾野小学校や南部中学校周辺の五条川の斜面に除草剤が撒かれている。都市整備課や一宮建設事務所に連絡したり、立て看板での啓発をお願いしているが、うまくいかない。誰が、どの団体が撒いているのか調べてほしい。	担当部署へ調査を依頼した。県も市も除草剤は使用していない。県の管理となるが、除草剤を使用した形跡はなかったとのこと。専門業者にも見てもらった、今後、市としては、パトロール時などに行為を発見したら注意していくとの回答をもら
集団的自衛権関連について	集団的自衛権の行使容認に反対する意見書で退席したのはなぜか。	その当時はまだ十分な議論がされていなかったので退席した。
市民参加について	公正・中立な立場で市民に分かりやすい説明会、シンポジウムのようなものを開催してはどうか。市民レベルの議論をしてはどうか。	当局は、市民参加のあり方を今検討している状況にある。議会においても特別委員会を設置して市民参加のあり方として検討していくこととした。
	議会の意見書は市民の意見を聞きながら行ってはどうか。	これまでの意見書は、請願に基づくものが多く、請願者の意向を聞いている。請願は、市民の政策提案でもあるので意見書として挙げてほしい。その他の意見書については、設置した市民参加条例検討特別委員会での検討課題としていきたい。
	市民参加条例について、市の内部に市民が入って、同じ視線で協働して行うという法的根拠は何か。また、国籍要件がないこともどうか。	今、当局は市民参加条例の策定作業に入っており、議会に原案は示されていない。意見はお聞きする。
	住民投票条例について、常設型住民投票は法制度がないのに設置しようとする試みでありえない。	市民参加条例の問題として、投票条例も大きな課題なので、議会としては市民参加条例特別委員会を9月以降に設置し、オープンで進める。市民の意見を聞く場もでてくると思う。